美原荘グループホーム「すごうの郷」
（指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護）
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（堺市指定　第 2796600035 号）

当事業所はご利用者に対して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」または、「要支援２」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。
要支援１認定を受けた方、自立と判定された方は入居の対象とはなりません

◇◆目次◆◇

1. 事業者経営法人
2. ご利用事業所
3. 居室の概要
4. 従業者の配置状況について
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金について
6. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）
7. 残置物引取人について
8. 高齢者虐待防止について
9. 秘密保持と個人情報の保護について
10. 身体拘束その他の行動制限について
11. 緊急時における対応と事故発生時の対応について
12. 非常災害対策について
13. ハラスメント防止対策について
14. 苦情の受付について
15. 看取り介護について
16. 衛生管理について
17. 運営推進会議について
18. 第三者評価（外部評価）受審について
＜重要事項説明書付属文書＞

１．事業者経営法人

（1）法　人　名　　社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
（2）法人所在地　　大阪府箕面市白島三丁目５番 50 号
（3）電 話 番 号　　072-724-8166
（4）代表者氏名　　理事長　行　松　英　明
（5）設 立 年 月　　昭和 46 年３月 25 日

２．ご利用事業所

（1）事業所の種類

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業
平成 27 年 10 月１日指定　　堺市　第 2796600035 号

（2）事業の目的

認知症によって自律した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行う事により、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自律して営む事が出来る様支援する事を目的とします。

（3）事業所の名称

美原荘グループホーム「すごうの郷」

（4）事業所の所在地

大阪府堺市美原区菅生１番１

（5）電話番号

０７２-３６１-７８７７

（6）管理者

三谷　伸次郎

（7）当事業所の運営方針

○ 地域連携の重要性を深く認識し、地域に根付き、地域住民から信頼され、頼りにされることが誇りに思える事業所にします。
○ 事業所の特性を活かし、住み慣れた堺の町で、自分らしい生活スタイル、生活習慣を尊重する支援を受けながら、家庭的な雰囲気の中で当たり前の毎日を暮らし続けることができる事業所になります。
○ 看護師や医療機関との連携を図り、ターミナルケアの体制を確保し、最後まで尊厳を保てるケアを目指すとともに、住み慣れた家で看取るという選択を支援します。

（8）開設年月

平成 27 年 10 月１日

（9）入居定員

18 名

（10）ユニット数

２ユニット（１ユニット定員　９名）

3．居室の概要

（1）居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室です。居室の場所につきましては、入居者の心身の状況及び空室の状況等を勘案し決定させていただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	18 室	ユニット数・・・2 居室の設備・・・冷暖房完備（エアコン）、カーテン ベッド（寝具一式）、洗面台、ナースコール
居間・食堂 （リビング）	2 室	各ユニットに設置
浴室（個浴）	2 室	各ユニットに設置
洗面設備	20 箇所	各居室、各共同生活室（リビング）に設置
個別トイレ	18 箇所	各居室に設置（ウォシュレット機能付き）
共用トイレ	2 箇所	各ユニットに設置

※上記は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4．従業者の配置状況について

当事業所では、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護ご利用者に対してサービスを提供する従業者として、以下の職種の従業者を配置しています。

＜主な従業者の配置状況＞※従業者の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準	実際の配置
1．管理者	1 名	1 名
2．介護職員	6 名以上 （夜間・深夜 2 名以上）	6 名以上
3．計画作成担当者（介護職員兼務）	2 名	2 名

※常勤換算：従業者それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、

1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

＜主な職種の勤務体系＞

職種	勤　務　体　制
1．管理者	9：00～17：45
2．介護職員	標準的な勤務時間帯 早出　7：00～15：45　　日勤　10：15～19：00 遅出　13：15～22：00　　夜勤　22：00～翌 7：00
3．計画作成担当者 （介護職員兼務）	9：15～18：00

※土日祝日、暦上の連休、盆・年末年始や入浴業務などの関連で、上記と異なる従業者配置となる場合があります。

＜従業者の業務分掌＞

○ 管理者は、事業所の業務管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所のサービス従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行い、入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務について総括します。

○ 介護従業者は、入居者の入退所及び日常生活の介護、生活相談及び援助の企画立案・実施の業務に従事します。

○ 計画作成担当者（介護支援専門員）は、心身の状況、生活歴、病歴などの生活状況を念頭に置きながら介護計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更し、入居者の満足度を確保します。

5. 当事業者が提供するサービスと利用料金について

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、下記の通りです。

○ 利用料金が介護保険から給付される場合

○ 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第３条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常 9 割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 介護計画の作成

日常生活の中での機能訓練

食時及び排泄等の日常生活援助

② 食事

当事業者では、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自律支援のため、状態を考慮したうえで、介護従業者と共同して、食事の準備や片づけを行なっていきます。

（標準食事時間）原則としては　朝食　7:00～　　昼食　12:00～　　夕食　18:00～

③ 入浴

入浴は、基本週２回以上行ないます。

④ 排泄

排泄の自律を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 健康管理

介護従業者が健康管理を行います。必要に応じて入院治療を行うことが出来ます。

⑥ その他の自立支援

寝たきり防止のため、医師より制限のある方以外は離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう援助します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容（離床、着替等）が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（日額）＞（契約書第５条参照）

下記のサービス表によって、ご利用者の要介護度に応じた基本単位・各種サービスを加算したサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と、居住費・食費に係る自己負担額の合計がご入居者のご負担となります。

＜1 割負担の方＞

ご利用者の要介護度		要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
利用単位数 1、介護サービス	①認知症対応型生活介護	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位
	②医療連携体制加算Ⅰハ		37 単位				
	③サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位					
	④小計（①+②+③）	771 単位	812 単位	847 単位	871 単位	887 単位	904 単位
2、介護職員処遇改善加算Ⅰ（④×22.8%）		176 単位	185 単位	193 単位	199 単位	202 単位	206 単位
3、介護サービス利用料		9,896 円	10,418 円	10,868 円	11,181 円	11,380 円	11,599 円
4、介護保険給付額(9 割)		8,906 円	9,376 円	9,781 円	10,062 円	10,242 円	10,439 円
5、サービス利用自己負担額（1 割）		990 円	1,042 円	1,087 円	1,119 円	1,138 円	1,160 円
6、居住費		1,800 円/日					
7、食事代		1,040/日					
8、光熱費		17,000/月					
9、リネンリース代		660/月（利用者の希望により徴収します。）					
10、1 日あたりの自己負担額（5+6+7）		3,830 円	3,882 円	3,927 円	3,959 円	3,978 円	4,000 円
11、1 ヵ月（30 日分）あたりの自己負担額（10×30 日分+8+9）		132,560 円	134,120 円	135,470 円	136,430 円	137,000 円	137,660 円

※上記金額については、小数点以下切り上げ、切り下げの関係上実際の金額とは円単位で誤差が生じる場合があります。

＜2 割負担の方＞

ご利用者の要介護度		要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
利用単位数 1、介護サービス	①認知症対応型生活介護	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位
	②医療連携体制加算Ⅰハ		37 単位				
	③サービス提供体制加算 1	22 単位					
	④小計（①+②+③）	771 単位	812 単位	847 単位	871 単位	887 単位	904 単位
2、介護職員処遇改善加算Ⅰ（④×22.8%）		176 単位	185 単位	193 単位	199 単位	202 単位	206 単位
3、介護サービス利用料		9,896 円	10,418 円	10,868 円	11,181 円	11,380 円	11,599 円
4、介護保険給付額(8 割)		7,916 円	8,334 円	8,,694 円	8,944 円	9,104 円	9,279 円
5、サービス利用自己負担額（2 割）		1,980 円	2,084 円	2,174 円	2,237 円	2,276 円	2,320 円
6、居住費		1,800 円/日					
7、食事代		1,040/日					
8、光熱費		17,000/月					
9、リネンリース代		660/月（利用者の希望により徴収します。）					
10、1 日あたりの自己負担額（5+6+7）		4,820 円	4,924 円	5,014 円	5,077 円	5,116 円	5,160 円
11、1 ヵ月（30 日分）あたりの自己負担額（10×30 日分+8+9）		162,260 円	165,380 円	168,080 円	169,970 円	171,140 円	172,460 円

※上記金額については、小数点以下切り上げ、切り下げの関係上実際の金額とは円単位で誤差が生じる場合があります。

＜3割負担の方＞

ご利用者の要介護度		要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
利用単位数 1、介護サービス	①認知症対応型生活介護	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位
	②医療連携体制加算Ⅰハ		37 単位				
	③サービス提供体制加算Ⅰ	22 単位					
	④小計（①+②+③）	771 単位	812 単位	847 単位	871 単位	887 単位	904 単位
2、介護職員処遇改善加算Ⅰ（④×22.8%）		176 単位	185 単位	193 単位	199 単位	202 単位	206 単位
3、介護サービス利用料		9,896 円	10,418 円	10,868 円	11,181 円	11,380 円	11,599 円
4、介護保険給付額(7 割)		6,927 円	7,2,92 円	7,607 円	7,826 円	7,966 円	8,119 円
5、サービス利用自己負担額（3 割）		2,969 円	3,126 円	3,261 円	3,355 円	3.414 円	3,480 円
6、居住費		1,800 円/日					
7、食事代		1,040/日					
8、光熱費		17,000/月					
9、リネンリース代		660/月（利用者の希望により徴収します。）					
10、1 日あたりの自己負担額（5+6+7）		5,809 円	5,966 円	6,101 円	6,195 円	6,254 円	6,320 円
11、1 ヵ月（30 日分）あたりの自己負担額（10×30 日分+8+9）		191,930 円	196,640 円	200,690 円	203,510 円	205,280 円	207,260 円

※上記金額については、小数点以下切り上げ、切り下げの関係上実際の金額とは円単位で誤差が生じる場合があります。

○ 認知症チームケア推進加算 120 単位/月が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1 割：約 153 円、2 割 307 円、割：460 円）

○ 科学的介護推進体制加算40単位/月が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：約51円、2割：102円、3割：153円）

○ 協力医療機関連携加算100単位/月が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：約128円、2割：257円、3割：385円）介護予防は除きます。

○ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10単位/月が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：約12円、2割：24円、3割：37円）

○ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）10単位/月が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：約12円、2割：24円、3割：37円）

○ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）5単位/月が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：6円、2割：12円、3割：18円）

○ 初期加算として、入所日から30日間、30単位/日が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：約38円、2割：77円、3割：115円）
※退院して再入居する場合も初期加算の対象となります。

○ 医療機関へ退居した場合、入居者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に250単位が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：約320円、2割：641円、3割：962円）

○ 利用期間が1月を超える利用者が退去し、入居者及びその家族に対して退去後の居宅サービ

ス、地域密着型サービス、その他の保健福祉サービスについて相談援助を行った場合、入居者１人につき１回を限度とし400単位が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：約513円、2割：1,026円、3割：1539円）

○ 入院時費用加算として、入院後3カ月以内に退院が見込まれ、再入居の受け入れ態勢を整えている場合、1月に6日を上限として、1日につき246単位が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：約315円、2割：631円、3割：946円）

○ 若年性認知症入居者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受け入れ加算として、1日につき120単位が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：約153円、2割：307円、3割：460円）

○ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的援助及び指導を月1回以上行っている場合、1月につき30単位が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。（1割：約38円、2割：77円、3割：115円）

○ 施設で看取りを行った場合は看取り介護加算として下記が『5、サービス利用自己負担額』に加算されます。※介護予防は除きます。

① 死亡日３１日以上４５日以下（最長15日）
72単位/日（1割：約91円、2割：183円、3割：275円）

② 死亡日以前4日以上30日以下（最長２７日）
144単位/日（1割：約184円、2割：369円、3割：554円）

③ 死亡日の前日及び前々日（最長２日）
680単位/日（1割：約872円、2割：1,745円、3割：2,617円）

④ 死亡日
1280単位/日（1割：約1,641円、2割：3,283円、3割：4,924円）
※但し、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しません。

○ 介護保険サービスは非課税になっています。

○ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行なう為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条、第６条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞（税込表記）

① 食事の材料にかかる費用（食材費）
料金：１日あたり　1,040 円

② 施設の利用代（居住費）

③ 料金：１日あたり　1,800 円
※外泊時（入院時を含む）の居住費の取扱いについて、ご利用者は所定の居住費を外泊中も当事業所に支払うものとします。

④ 特別な食事（お酒を含みます。）
ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
料金：要した費用の実費（消費税を含む）

⑤ 理美容の利用

利用日によっては、美容師の出張によるサービス（パーマ、毛染め、カット等）をご利用いただけます。

料金：要した費用の実費（消費税を含む）

⑥ おむつの利用

ご利用者の希望によりおむつ等の排せつ用品をご利用される場合は、原則ご家族様で準備をお願いしますが、事業所の物を使用される場合は、実費を頂きます。

⑦ 喫茶のご利用

ご利用者の希望により、おやつ等を喫食される場合は喫茶代として 1 日あたり 100 円をご負担して頂きます。

⑧ ご利用者の希望により、リネン類のリースをご利用される場合は、1 月あたり 660 円をご負担して頂きます。

⑨ ご利用者の希望により居室にテレビ、冷蔵庫を設置される場合、下記のとおり、電気代を徴収します。

料金：テレビ　1 日当たり 10 円　　冷蔵庫　1 日当たり 26 円

⑩ レクリエーション、趣味活動

ご利用者の希望によりレクリエーションや趣味活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の要した費用の実費

ユニット企画として誕生会、外出会、花見会、初詣など節句等季節行事も開催します。

⑪ クラブ活動

書道、お茶、お花、俳句、手芸、園芸、ドライブ等のクラブ活動については別途材料代等の要した費用の実費をいただきます。

⑫ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費（複写物 1 枚につき 10 円）をご負担いただきます。

⑬ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※上記の①～⑫については、経済状況の著しい変化やその他やむ得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行うまでにご説明します。

⑭ 契約書第２０条に定める所定の料金

⑮ ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金として、1,800 円/日の費用をお支払いただきます。ご利用者が、要介護認定で自立または要支援 1 と判定された場合においても同様といたします。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第５条参照）について

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 22 日までに契約時に申し込みした預金口座からの自動振替の方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）利用料金等の支払いを受けたときは、入居者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別費用ごとの区分）について記載した領収書を発行します。

（4）入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません）

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人　正雅会　辻本病院
所在地	大阪狭山市池之原 2-1128-2
連絡先	072-366-5131
診療料	内科・外科・形成外科・X線科

医療機関の名称	医療法人　暁美会　田中病院
所在地	堺市美原区黒山 39-10
連絡先	072-361-3555
診療料	内科・外科・肛門外科・形成外科・X線科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人　聖翔会　リーデンタルクリニック
所在地	堺市東区北野田 116-2-2F-A
連絡先	072-236-8668

6. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業者との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業者との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第１４条参照）

①ご利用者が死亡した場合
②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援１と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
④事業者の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤当事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
⑦事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第１５、第１６条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当事業所の退所を申し出ることができます。の場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②事業者の運営規定の変更に同意できない場合
③ご利用者が入院された場合
④事業者もしくは従業者が正当な理由なく本契約に定める指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を実施しない場合
⑤事業者もしくは従業者が守秘義務に違反した場合
⑥事業者もしくは従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の入居者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第１７条参照）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ご利用者が連続して 2 か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑤ご利用者が介護保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
⑥ご利用者が状態等の変化により、共同生活を営むことが困難であると認められた場合
⑦ご利用者が故意による法令異変やパワハラ、セクハラなどの迷惑行為をなし、申し入れにも改善の見込みがない場合

（3）利用者が病院等に入院された場合の対応について＊（契約書第１９条参照）

当事業所に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 7 日間以上2か月以内の入院の場合

２か月以内に退院された場合には、再び当事業所に入居できます。入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを指定（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護に利用する場合は、当該入居者から居住費を徴収せず、指定（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護入居者から短期入所の滞在費を徴収します。
1 日あたり　居住費　1,800 円

②2か月以内の退院が見こまれない場合

２か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
また、退院できる状態になった場合には、当事業所に再び入居できるよう努めます。

（3）円滑な退所のための援助（契約書第１８条参照）について

ご利用者が当事業所を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○ 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○ 居宅介護支援事業者の紹介
○ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第 21 条参照）について

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入居契約が終了した後、当事業所に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当事業者は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。なお、引き渡しにかかる費用については、ご利用者または残置物引取り人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

8. 高齢者虐待防止について

事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
（2）介護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
（3）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9. 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について

事業者、従業者及び従業者であった者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。またこの秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、ご契約から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

10. 身体拘束その他の行動制限について

（1）事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内

で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①緊 急 性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

②非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが出来ない場合に限ります。

③一 時 性・・・利用者本人または、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

（2）ご利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急のやむを得ない場合には、次の手続きにより行います。

①身体拘束廃止委員会を設置します。

②「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束等にかかる様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

③ご利用者又はその家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討します。

11．緊急時における対応と事故発生時の対応について

（1）緊急時の対応

ご利用者が事業者を利用中に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡し、措置を講じる等行います。

（2）事故発生時の対応

事故発生時には速やかに事故にあったご利用者の家族、堺市及び居宅介護支援事業所に連絡を行う等の必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行います。

なお、ご家族の連絡先に変更が生じた場合は、速やかに事業者までご連絡下さい。

＜緊急連絡先＞

第一連絡先	名前 続柄：	自宅 携帯
	住所	
第二連絡先	名前 続柄：	自宅 携帯
	住所	

＜損害賠償保険＞

損害保険ジャパン株式会社　　福祉事業者向け賠償責任保険

12．非常災害対策について

（1）防災時の対応　　消防防災計画書（風水害や地震等への対処も含む）

（2）防 災 設 備　　スプリンクラー、火災報知器等の設備を備えております。

（3）防 災 訓 練　　年２回以上、想定を変えての消防防災訓練を実施します。

13. ハラスメント防止対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を気づく事ができるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

（1）事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該職員、取引先業者、利用者及びそのご家族等が対象となります。

（2）ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を期に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。

（3）職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護職場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

（4）ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

１４．苦情の受付について（契約書第２３条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付責任者 ［施設長］ 三谷　伸次郎

○ 苦情受付窓口担当者 ［事務長］ 坂下　昂宏

○ 受付時間　毎週月曜日～金曜日　９：00～17：45

○ 受付連絡先　072-361-7877

また、ご意見箱（苦情受付ボックス）を玄関受付、各階に設置しています。

（2）苦情処理の手順

①窓口で受けた苦情については、苦情受付担当者が「苦情受付書」に概要、処理結果を記載します。

②その場で対応可能なものであっても、必ず苦情解決責任者に連絡をして、処理内容を決定し、利用者に伝達します。

③容易な事についてはサービス担当者が処理し、苦情解決責任者へ処理結果を報告します。

④苦情解決責任者が必要と判断した場合は、速やかに苦情処理委員会を招集し改善策について検討し具体的な対応をとります。

※記録を台帳に保管し、再発の防止に努めます。

※苦情内容によっては、行政窓口を紹介します。

（3）行政機関その他苦情受付機関

堺市美原区役所 地域福祉課	所在地　大阪府堺市美原区黒山 167－1 電話番号　072－363-9316　FAX　072-362-0767 受付時間　月～金曜日　9:00～17:30
堺市北区役所 北保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地　堺市北区新金岡町 5-1-4 電話番号　072-258-6771　FAX　072-258-6836 受付時間　月～金　9:00～17:15
堺市南区役所 南保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地　堺市南区桃山台 1-1-1 電話番号　072-290-1812　FAX　072-290-1818 受付時間　月～金　9:00～17:15
堺市西区役所 西保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地　堺市西区鳳東町 6-600 電話番号　072-275-1912　FAX　072-275-1919 受付時間　月～金　9:00～17:15
堺市東区役所 東保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地　堺市東区日置荘原寺町 195-1 電話番号　072-287-8112　FAX　072-287-8117 受付時間　月～金　9:00～17:15
堺市堺区役所 堺保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地　堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号　072－228－7477　FAX　072－228－7870 受付時間　月～金　9:00～17:30
堺市中区役所 中保険福祉総合センター 地域福祉課	所在地　堺市中区深井沢町 2470-7 電話番号　072-270-8195　FAX　072-270-8103 受付時間　月～金　9:00～17:15
堺市役所健康福祉局 長寿社会部介護保険課	所在地　大阪府堺市堺区南瓦町３番１号 電話番号　072-228-7513　FAX　072-228-7853 受付時間　月～金曜日　9:00～17:30
国民健康保険団体連合会	所在地　大阪市中央区常盤町１丁目３番８号 中央大通りＦＮビル内 電話番号　06-6949-5309 受付時間　月～金曜日　9:00～17：00

（4）美原荘「すごうの郷」第三者委員

山口　安信　様　　072-361-0609

木野　由弘　様　072-361-1732

（5）運営適正化委員会について

本事業に解決できない苦情は、大阪府社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」に申し出る事ができます。（06－6191－3130）

15. 看取り介護について

事業者は、ご利用者及びその家族の意向により、「看取りに関する指針」に基づき、看取り介護を提供します。

16. 衛生管理について

（1）事業者は、ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。

（2）事業者は、感染症及び食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

①施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 1 月に 1 回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

②施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③施設において、介護職員その他従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施します。

④前 3 号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

17. 運営推進会議について

（1）利用者、市町村職員、地域住民の代表者らに対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業者による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る事を目的として運営推進会議を設置します。

（2）運営推進介護の委員は、堺市地域包括支援センター職員、民生委員、家族代表、その他知見を有する者で構成し、2 ケ月に 1 回実施します

18. 第三者評価（外部評価）受審について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和 7 年2月 28 日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人　介護保険市民オンブズマン機構大阪
評価結果の開示状況	公表
自己評価及び外部評価結果	別紙参照

19. シルエット見守りセンサー（ネオスケア）設置使用について

シルエット見守りセンサーは、ご利用者様の動きをシルエット動画で判別することによって、プライバシーに配慮しながら、ベッドからの落下などの危険予測動作を検知し、安心に繋げるシステムです。起き上がりからの一連の動作を危険予測動作とし「起き上がり」 「はみ出し」 「離床」 「立ち上がり」を検知し職員に通知します。

≪製品の使用目的について≫

・危険予測動作を検知したときに画像を記録します。
・転倒、転落事故時には、記録画像を確認し、迅速かつ的確な処置に繋げます。
・検知した、危険予測動作、記録画像から再発防止に繋げます。

≪セキュリティー及び配慮について≫

・本製品はビデオカメラ等でなく、プライバシーが保護された画像を記録します。
・施設の外部へ、記録画像の持ち出しは行いません。

・施設の外部からは、記録画像等を見る事は出来ません。
・ご利用者様の状況（睡眠、着替え、排泄）に配慮し、訪室をすることができます。
・製品から知り得た情報の使用等については当施設の個人情報保護規定及び、個人情報取り扱いマニュアルに準じます。

≪ご了承事項≫

・本製品は、ご利用者様の危険状況を完全に防ぐことを保証することができません。
・検知通知を受けた場合でも、職員の駆けつけをお約束するものではありません。
・全ての居室に導入ではありません。当施設の判断で、優先度の高い方へ、使用を変更させて頂くことがございます。
・ご利用者様、ご家族様の許可なく設置、使用はしません。

令和　　年　　月　　日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	法人名	社会福祉法人　　大阪府社会福祉事業団
	法人所在地	大阪府箕面市白島三丁目５番 50 号
	代表者名	理事長　　行松　英明
事業所名	事業所名	美原荘グループホーム「すごうの郷」
	所在地	大阪府堺市美原区菅生１番１
	管理者名	管理者　　三谷　伸次郎
	説明者氏名	

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

利　用　者	住　所	
	氏　名	印
立　会　人	住　所	
	氏　名	印

上記署名は、
（続柄：　　）が代行しました。

※この重要事項説明書は、堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（条例５８号、平成２４年１２月１４日）に基づき、入居者への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

（1）建物の構造　　木造３階建

（2）建物の延べ床面積　　２８２１，５８㎡

（3）併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

［介護老人福祉施設］

平成 27 年 10 月 1 日指定　堺市　第 2796600043 号　定員 29 名

［（介護予防）短期入所生活介護］

平成 27 年 10 月 1 日指定　堺市　第 2776600344 号　定員 10 名

（4）事業所の周辺環境

美原荘グループホーム「すごうの郷」は、堺市の東に位置し、羽曳野丘陵と接しています。周辺は、平坦な田園地帯で、ため池が多数現存し、近くには大船渡公園があり、自然豊かな環境の場所に立地しています。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

管理者……グループホームの責任者

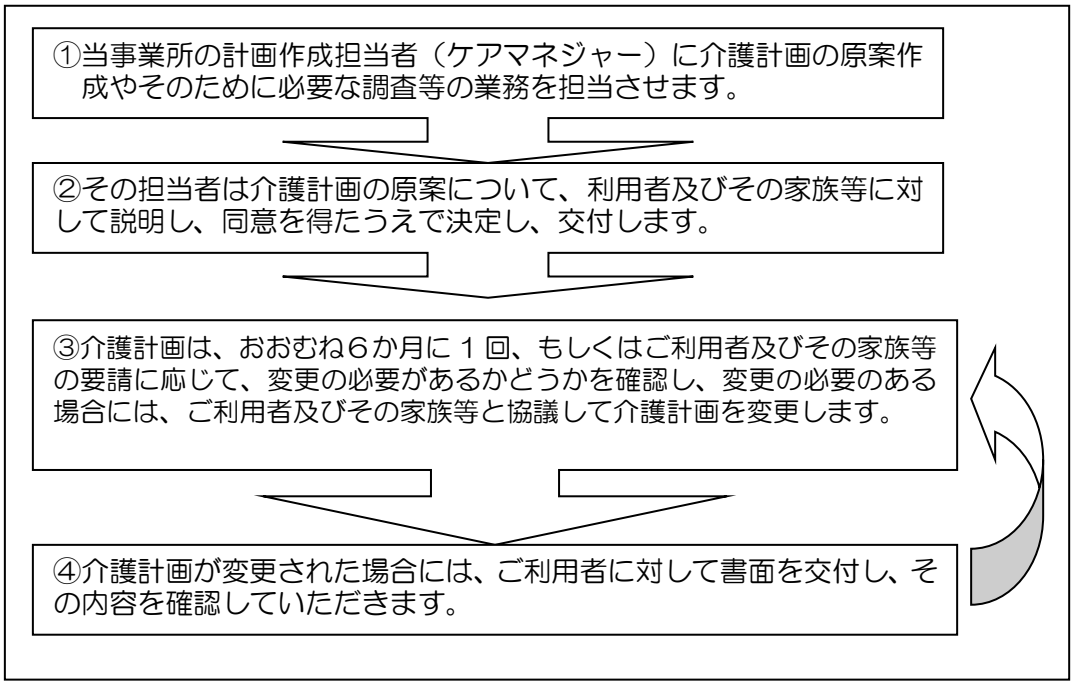
介護職員……利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

計画作成担当者……ご利用者に係る介護計画（ケアプラン）を作成します。

他の職種の者が兼ねる場合もあります。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「介護計画（ケアプラン）」に定めます。「介護計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第２条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第７条、第８条参照）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います
④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑥ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者または他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑦事業者及び従業者、更に従業者であったものは、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入所されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性、を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入居にあたり、持ち込むことができない物があります。

例）刃物類、生もの、ペット、その他危険物

（2）面会

面会時間　　13：00～16：00

※感染症対応時等時間の変更、制限を行うことがあります。

※来訪者は、必ずその都度従業者に届け出ていただくとともに、風邪症状等のある方の面会はご遠慮下さい。

※来訪される場合、生もの食品や医薬品の持ち込みは控えて下さい。

（3）外出・外泊

外出、外泊される場合は、事前に申し出て下さい。

（4）食事

食事が不要な場合は、５日前までにお申し出下さい。

事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただきます。

（5）事業所・設備の使用上の注意

○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して頂きます。

○ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、建物、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められ　る場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○ 当事業所の従業者や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは禁止します。その他、他の入居者への迷惑行為は禁止します。

○ 喫煙は施設内の喫煙スペースのみ。館内は全館禁煙となっています。

６．損害賠償について（契約書第１１条、第１２条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。